

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第1 物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正

1 特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力

(1) 物資の流通の効率化に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車の数を合算して得た数とする。（第五条第一項関係）

イ 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業の用に供するもの

ロ 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業の用に供するもの（イに掲げるものを除く。）

(2) 法第三十七条第一項の政令で定める輸送能力は、百五十台とする。（第五条第二項関係）

2 特定第一種荷主の指定に係る重量

(1) 法第四十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度に行われた運送ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。（第六条第一項関係）

(2) (1)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を行わせた貨物をいう。（第六条第二項関係）

(3) 法第四十五条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。（第六条第三項関係）

3 特定第二種荷主の指定に係る重量

(1) 法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度における運転者との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。（第七条第一項関係）

(2) (1)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主が自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。（第七条第二項関係）

イ 当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

ロ 当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示

することができない貨物

(3) 法第四十五条第五項の政令で定める重量は、九万トンとする。(第七条第三項関係)

4 特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会等

第四十九条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（勧告に係る措置が特定の事業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び当該事業ごとに定める審議会）とする。(第八条関係)

5 特定倉庫業者の指定に係る保管量

(1) 法第五十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の保管量は、対象貨物について、当該年度の前年度における入庫ごとに、実測、当該対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の国土交通省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。(第九条第一項関係)

(2) (1)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該倉庫業者がその倉庫業の用に供する倉庫において寄託を受けた貨物をいう。(第九条第二項関係)

(3) 法第五十五条第一項の政令で定める保管量は、七十万トンとする。(第九条第三項関係)

6 特定連鎖化事業者の指定に係る重量

(1) 3の(1)の規定は、法第六十四条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量について準用する。(第十条第一項関係)

(2) (1)において準用する3の(1)の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該連鎖化事業者の連鎖対象者が運転者から受け取り、又は他の者をして運転者から受け取らせた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。(第十条第二項関係)

イ 当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

ロ 当該連鎖化事業者がその法第六十一条第一項に規定する事業に係る定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

(3) 法第六十四条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。(第十条第三項関係)

7 特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等

法第六十八条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が食品産業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会）とする。(第十一条関係)

8 特定荷主の指定、届出の受理、監督等に関する荷主事業所管大臣の権限のうち財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任する。(第十四条第五項～第九項関係)

9 特定連鎖化事業者の指定、届出の受理、監督等に関する連鎖化事業者所管大臣の権限のうち農林水産大臣及び経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所

の所在地を管轄する地方支分部局の長に委任する。(第十四条第十項、第十一項関係)

## 第2 関係政令の一部改正

建設業法施行令その他の政令について所要の改正を行う。

## 第3 附則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。(附則関係)

政令第 号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の

一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第三十七条第一項、第四十五条第一項及び第五項、第四十九条第三項、第五十五条第一項、第六十四条第一項、第六十八条第三項並びに第七十四条、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十条、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第七条第二項及び第二十一条第四項、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第五十六条、経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第七条第二項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部を次のように改

正する。

第二条第二号中「第五条第三項第二号において」を「以下」に改める。

第七条第五項中「第三十九条」を「第四十四条から第四十六条まで、第四十七条第三項、第四十八条、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条第一項及び第二項」に改め、「よる」の下に「法第四十三条第一項に規定する」を加え、「（法第三十八条第一項に規定する荷主事業所管大臣をいう。以下同じ。）の権限」を「の権限（以下「荷主事業所管大臣権限」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、財務大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第六項中「法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限」を「荷主事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第七項中「法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限」を「荷主事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第八項中「法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限」を「荷主事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第九項中「法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限」を「荷主事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、環境大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第十項中「第四十七条」を「第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第三項、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項及び第二項」に改め、「よる」の下に「法第六十二条第一項に規定する」を加え、「（法第四十六条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣をいう。次項において同じ。）の権限」を「の権限（次項において「連鎖化事業所管大臣権限」という。）」に改め、「（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、農林水産大臣が法第六十九条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条第十一項中「法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣の権限」を「連鎖化事業所管大臣権限」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業大臣が法第六十九条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

第七条を第十四条とし、第六条を第十三条とする。

第五条第二項中「第七条に」を「第十四条第一項から第四項までに」に改め、同条を第十二条とし、第四条の次に次の七条を加える。

(特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力)

第五条 法第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自

動車（法第三十条第一号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）の数を合算して得た数とする。

一 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等（法第三十条第六号に規定する貨物

自動車運送事業者等をいう。次号において同じ。）が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車

運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運

送事業をいう。)の用に供するもの

二 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。)の用に供するもの(前号に掲げるものを除く。)

2 法第三十七条第一項の政令で定める輸送能力は、百五十台とする。

(特定第一種荷主の指定に係る重量)

第六条 法第四十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度に行われた運送ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主(法第三十条第八号に規定する第一種荷主をいう。)が貨物自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。)又は貨物利用運送事業者(法第三十条第八号に規定する貨物



利用運送事業者をいう。以下同じ。)に運送(貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。)を行わせた貨物をいう。

3 法第四十五条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。

(特定第二種荷主の指定に係る重量)

第七条 法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度における運転者(法第三十条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。)との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主(法第三十条第九号に規定する第二種荷主をいう。以下この項において同じ。)が自らの事業(貨物の運送及び保管の事業を除く。)に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物(次に掲げるものを除く。)をいう。

一 当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

二 当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

3 法第四十五条第五項の政令で定める重量は、九万トンとする。

(特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第八条 法第四十九条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が次の各号に掲げる事業に係るものである場合にあつては、産業構造審議会及び当該各号に定める審議会）とする。

一 たばこ事業又は塩事業 財政制度等審議会

二 酒類業 国税審議会

三 農林水産業又は食品産業（酒類業を除く。第十一条において同じ。） 食料・農業・農村政策審議会

四 建設業 中央建設業審議会

五 造船に関する事業 交通政策審議会

(特定倉庫業者の指定に係る保管量)

第九条 法第五十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の保管量は、対象貨物について、当該年度の前年度における入庫ごとに、実測、当該対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の国土交通省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該倉庫業者（倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。）がその倉庫業の用に供する倉庫において寄託を受けた貨物をいう。

3 法第五十五条第一項の政令で定める保管量は、七十万トンとする。

(特定連鎖化事業者の指定に係る重量)

第十条 第七条第一項の規定は、法第六十四条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量について準用する。

2 前項において準用する第七条第一項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該連鎖化事業者（法第六十一条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）の連鎖対象者（法第六十一条第一項に規定する連鎖対象者をいう。第一号において同じ。）が運転者から受け取り、又は他の者をして

運転者から受け取らせた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

二 当該連鎖事業者がその法第六十一条第一項に規定する事業に係る定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

3 法第六十四条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。

（特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十一条 法第六十八条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が食品産業に係るものである場合にあつては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会）とする。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「並びに」を「、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十条第三項並びに」に改める。

(財政制度等審議会令の一部改正)

第三条 財政制度等審議会令(平成十二年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

五 物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項所掌事務の欄第五号中「その」を「審議会の」に改め、同欄に次の一号を加える。

六 物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

(国税審議会令の一部改正)

第四条 国税審議会令(平成十二年政令第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項並びに」を「第二十五条第三項、」に、「の規定」を「並びに物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第四十九条第三項の規定」に改める。

第六条第一項の表酒類分科会の項及び第八条第四項中「並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項」を「、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第五条 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項及び第六十八条第三項並びに」に改める。

（産業構造審議会令の一部改正）

第六条 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の七第三項及び」を「第七条の七第三項、」に、「の規定」を「及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の規定」に改める。

第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄に次の一号を加える。

十 物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理するこ

と。

(交通政策審議会令の一部改正)

第七条 交通政策審議会令(平成十二年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「」及び」を「」、物資の流通の効率化に関する法律(平成十七年法律第八十五号)及び」に改める。

第六条第一項の表観光分科会の項中「及び」を「の規定により、及び」に、「より」を「基づき」に改め、同表海事分科会の項中「より」を「より、並びに物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき」に改める。

## 附 則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(令和八年四月一日)から施行する。

## 理由

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力の算定方法を定める等、物資の流通の効率化に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。



流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

|   |   |    |
|---|---|----|
| ○ | 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）  | 1  |
| ○ | 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第二条関係）  | 8  |
| ○ | 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）（抄）（第三条関係）   | 9  |
| ○ | 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）（抄）（第四条関係）  | 10 |
| ○ | 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）（第五条関係）  | 12 |
| ○ | 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（抄）（第六条関係）  | 13 |
| ○ | ※情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第二百七十六号）による改正後のもの | 13 |
| ○ | 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）（抄）（第七条関係）   | 14 |

○ 物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（特定流通業務施設の区分）</p> <p>第二条 法第六条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 倉庫（倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。以下同じ。）の用に供するものに限る。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力）</p> <p>第五条 法第三十七条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車（法第三十条第一号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）の数を合算して得た数とする。</p> <p>一 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等（法第三十条第六号に規定する貨物自動車運送事業者等をいう。次号において同じ。）が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）の用に供するもの</p> <p>二 当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の用に供するもの（前号に掲げるものを除く。）</p> | <p>（特定流通業務施設の区分）</p> <p>第二条 法第六条第三項第一号の政令で定める区分は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 倉庫（倉庫業（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。第五條第三項第二号において同じ。）の用に供するものに限る。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（新設）</p> |

2| 法第三十七条第一項の政令で定める輸送能力は、百五十台とする。

(特定第一種荷主の指定に係る重量)

第六條 法第四十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度に行われた運送ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2| 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主（法第三十条第八号に規定する第一種荷主をいう。）が貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。）又は貨物利用運送事業者（法第三十条第八号に規定する貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を行わせた貨物をいう。

3| 法第四十五条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。

(特定第二種荷主の指定に係る重量)

第七條 法第四十五条第五項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物について、当該年度の前年度における運転者（法第三十条第二号に規定する運転者をいう。以下同じ。）との間の受渡しごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2| 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主（法第三十条第九号に規定する第二種荷主をいう。以下こ

(新設)

(新設)

の項において同じ。)が自らの事業(貨物の運送及び保管の事業を除く。)に関して運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物(次に掲げるものを除く。)をいう。

- 一 当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物
  - 二 当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物
- 3) 法第四十五条第五項の政令で定める重量は、九万トンとする。

(特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第八条 法第四十九条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会(同条第一項の勧告に係る措置が次の各号に掲げる事業に係るものである場合にあつては、産業構造審議会及び当該各号に定める審議会)とする。

- 一 たばこ事業又は塩事業 財政制度等審議会
- 二 酒類業 国税審議会
- 三 農林水産業又は食品産業(酒類業を除く。第十一条において同じ。) 食料・農業・農村政策審議会
- 四 建設業 中央建設業審議会
- 五 造船に関する事業 交通政策審議会

(特定倉庫業者の指定に係る保管量)

第九条 法第五十五条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の保管量は、対象貨物について、当該年度の前年度における入庫ごとに、実測、当該対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の国土交通省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。

2) 前項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該倉庫

(新設)

(新設)

業者（倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者をいう。）がその倉庫業の用に供する倉庫において寄託を受けた貨物をいう。

3| 法第五十五条第一項の政令で定める保管量は、七十万トンとする。

（特定連鎖化事業者の指定に係る重量）

第十条 第七条第一項の規定は、法第六十四条第一項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量について準用する。

（新設）

2| 前項において準用する第七条第一項の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該連鎖化事業者（法第六十一条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）の連鎖対象者（法第六十一条第一項に規定する連鎖対象者をいう。第一号において同じ。）が運転者から受け取り、又は他の者をして運転者から受け取らせた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。

一 当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物

二 当該連鎖化事業者がその法第六十一条第一項に規定する事業に係る定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物

3| 法第六十四条第一項の政令で定める重量は、九万トンとする。

（特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十一条 法第六十八条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が食品産業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会）とする。

（新設）

（主務大臣）

第十二条 （略）

（主務大臣）

第五条 （略）

2 法第六条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。第十四条第一項から第二十四項までにおいて同じ。）、第七条第一項及び第二項並びに第二十九條における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）、第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区（法第四条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）、において特定流通業務施設（法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

3 (略)  
一・二 (略)

第十三条 (略)  
(都道府県が処理する事務)

第十四条 (略)  
(権限の委任)

2 5 法第四十四條から第四十六條まで、第四十七條第三項、第四十八條、第四十九條第一項及び第二項並びに第五十條第一項及び第二項の規定による法第四十三條第一項に規定する荷主事業所管大臣の権限（以下「荷主事業所管大臣権限」という。）のうち財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主（法第三十條第七号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。ただし、財務大臣が法第五十條第二項の規定に基づく

2 法第六条第一項並びに第四項及び第十項（これらの規定を法第七条第四項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）、第七条第一項及び第二項並びに第二十九條における主務大臣は、次の各号に掲げる流通業務総合効率化事業の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）、第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業又は港湾流通拠点地区（法第四条第五号に規定する港湾流通拠点地区をいう。以下同じ。）、において特定流通業務施設（法第四条第三号に規定する特定流通業務施設をいう。以下同じ。）の整備を行う事業を含む流通業務総合効率化事業については、当該各号に定める大臣及び国土交通大臣とする。

3 (略)  
一・二 (略)

第六条 (略)  
(都道府県が処理する事務)

第七条 (略)  
(権限の委任)

2 5 法第三十九條の規定による荷主事業所管大臣（法第三十八條第一項に規定する荷主事業所管大臣をいう。以下同じ。）の権限のうち財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主（法第三十條第七号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長）又は税務署長に委任する。

権限を自ら行うことを妨げない。

6 荷主事業所管大臣権限のうち農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

7 荷主事業所管大臣権限のうち経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

8 荷主事業所管大臣権限のうち国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

9 荷主事業所管大臣権限のうち環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が法第五十条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

10 法第六十三条から第六十五条まで、第六十六条第三項、第六十七条、第六十八条第一項及び第二項並びに第六十九条第一項及び第二項の規定による法第六十二条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣の権限（次項において「連鎖化事業所管大臣権限」という。）のうち農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。ただし、農林水産大臣が法第六十九条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

11 連鎖化事業所管大臣権限のうち経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が法第六十九条第二項の規定に

6 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。

7 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

8 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。

9 法第三十九条の規定による荷主事業所管大臣の権限のうち環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長に委任する。

10 法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣（法第四十六条第一項に規定する連鎖化事業所管大臣をいう。次項において同じ。）の権限のうち農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者（法第四十五条第一項に規定する連鎖化事業者をいう。次項において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長に委任する。

11 法第四十七条の規定による連鎖化事業所管大臣の権限のうち経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

基づく権限を自ら行うことを妨げない。



○ 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（中央建設業審議会の所掌事務）<br/>第四十八条 中央建設業審議会は、法によりその権限に属させられた事項のほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> | <p>（中央建設業審議会の所掌事務）<br/>第四十八条 中央建設業審議会は、法によりその権限に属させられた事項のほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十七条第三項及び第三十六条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> |

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案  |   | 現行                           |            |                  |  |   |  |   |  |    |      |                  |  |
|--|---|------------------------------|------------|------------------|--|---|--|---|--|----|------|------------------|--|
| <p>2<br/>2<br/>7<br/>（略）</p>   | <p>（略）</p>  | <p>2<br/>2<br/>7<br/>（略）</p> | <p>（略）</p> |                  |  |   |  |   |  |    |      |                  |  |
| <p>（所掌事務）<br/>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。<br/>一～四 （略）<br/>五 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> | <p>（分科会）<br/>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たばこ事業等分科会<br/>（略）</td> <td>一～四 （略）<br/>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</td> </tr> <tr> <td>六 物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称                           | 所掌事務       | たばこ事業等分科会<br>（略） | 一～四 （略）<br>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 | 六 物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |  | <p>（所掌事務）<br/>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。<br/>一～四 （略）<br/>（新設）</p> | <p>（分科会）<br/>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たばこ事業等分科会<br/>（略）</td> <td>一～四 （略）<br/>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。<br/>（新設）</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 所掌事務 | たばこ事業等分科会<br>（略） | 一～四 （略）<br>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。<br>（新設） |
| 名称   | 所掌事務  |                              |            |                  |  |   |  |   |  |    |      |                  |  |
| たばこ事業等分科会<br>（略）   | 一～四 （略）<br>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。  |                              |            |                  |  |   |  |   |  |    |      |                  |  |
| 六 物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。  |   |                              |            |                  |  |   |  |   |  |    |      |                  |  |
| 名称   | 所掌事務  |                              |            |                  |  |   |  |   |  |    |      |                  |  |
| たばこ事業等分科会<br>（略）   | 一～四 （略）<br>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。<br>（新設）  |                              |            |                  |  |   |  |   |  |    |      |                  |  |

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案   |  | 現行           |  |
|---|--|--------------|--|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第十二号）第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> |  |              |  |
| 名称  | 所掌事務   | 名称           | 所掌事務   |
| 酒類分科会<br>（略）  | 一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五 | 酒類分科会<br>（略） | 一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百二十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五 |

条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2  
2  
7  
(略)

(議事)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5  
(略)

条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2  
2  
7  
(略)

(議事)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第十七条第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百十条第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5  
(略)

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第五十三条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百十條第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項及び第六十八条第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第五十三条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六条第四項及び第二百十條第四項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三十条第四項及び第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> |

○ 産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（抄）（第六条関係）

※情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第二百七十六号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案           |   | 現行   |      |     |     |           |  |               |   |    |      |     |     |           |                |
|---------------|---|------|------|-----|-----|-----------|--|---------------|---|----|------|-----|-----|-----------|----------------|
| 2<br>6<br>(略) | <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）<u>第七条の七第三項、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の規定に基づき</u>その権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>商務流通情報分科会</td> <td>一〇九（略）<br/>十 物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する（イ）。</td> </tr> </table> | 名称   | 所掌事務 | （略） | （略） | 商務流通情報分科会 | 一〇九（略）<br>十 物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する（イ）。 | 2<br>6<br>(略) | <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）<u>第七条の七第三項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づき</u>その権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>商務流通情報分科会</td> <td>一〇九（略）<br/>（新設）</td> </tr> </table> | 名称 | 所掌事務 | （略） | （略） | 商務流通情報分科会 | 一〇九（略）<br>（新設） |
|               | 名称  | 所掌事務 |      |     |     |           |  |               |   |    |      |     |     |           |                |
| （略）           | （略）   |      |      |     |     |           |  |               |   |    |      |     |     |           |                |
| 商務流通情報分科会     | 一〇九（略）<br>十 物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する（イ）。  |      |      |     |     |           |  |               |   |    |      |     |     |           |                |
| 名称            | 所掌事務  |      |      |     |     |           |  |               |   |    |      |     |     |           |                |
| （略）           | （略）   |      |      |     |     |           |  |               |   |    |      |     |     |           |                |
| 商務流通情報分科会     | 一〇九（略）<br>（新設）  |      |      |     |     |           |  |               |   |    |      |     |     |           |                |

| 改正案  |  | 現行                      |  |
|--|--|-------------------------|--|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> |  |                         |  |
| <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>   |  |                         |  |
| <p>名称</p> <p>（略）</p>   | <p>所掌</p> <p>（略）</p>   | <p>名称</p> <p>（略）</p>    | <p>所掌</p> <p>（略）</p>   |
| <p>観光分科会</p> <p>（略）</p>  | <p>観光立国推進基本法（平成十八年法律第一百七十七号）の規定により、及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> | <p>観光分科会</p> <p>（略）</p> | <p>観光立国推進基本法（平成十八年法律第一百七十七号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> |
| <p>海事分科会</p> <p>（略）</p>  | <p>（略）</p>   | <p>海事分科会</p> <p>（略）</p> | <p>（略）</p>   |
| <p>一</p> <p>（略）</p>  | <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客</p>  | <p>一</p> <p>（略）</p>     | <p>二 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客</p>  |

2  
6

(略)

|     |     |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
|-----|-----|

2  
6

(略)

|     |     |
|-----|-----|
| (略) | (略) |
|-----|-----|



